

波佐見町子ども読書活動推進計画



令和6年4月

波佐見町教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本方針	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の目標・テーマ	2
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	3
1 子どもの自主的な読書活動の推進	3
2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	3
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	3
(2) 図書館等における子どもの読書活動の推進	4
(3) 読み聞かせの会などボランティア団体の活動に対する支援	5
(4) 学校・認定こども園・保育所等における子どもの読書活動の推進	5
1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	5
2) 認定こども園や保育所等における子どもの読書活動の推進	6
3 子どもの読書環境の整備・充実	7
(1) 地域における子どもの読書環境の整備	7
(2) 図書館の機能・充実	8
(3) 学校図書室の整備・充実	8
(4) 図書館間協力等の推進	9
4 子どもの読書活動に関わる人材の育成	9
5 特性に応じた子どもの読書活動の推進	10
第3章 計画の数値目標	10

〈 参考資料 〉

I 子どもの読書への関心を高める具体的な取組例	11
II 子どもの読書活動の推進に関する法律	14
III 波佐見町図書館の設置及び管理に関する条例	16
IV 波佐見町図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	18

第1章 計画策定の基本方針

1、計画策定の目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。また、人生百年時代の到来を受け、読書の重要性は増し、人々が生涯にわたって読書に親しみ、豊かな人生を送る社会の実現が望まれます。

国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、平成14年度から5年ごとに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、令和5年3月に第五次計画を公表しました。県でも上記の法律及び計画に基づき、平成16年2月に「長崎県子ども読書活動推進計画」を策定して以降、5年ごとに計画を策定し、本県の子どもたちの読書活動の充実に取り組まれています。波佐見町においても、これらの計画を基に「波佐見町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組めます。

この計画は、子どもが自主的に読書に親しむ機会と環境を整備・充実することにより、波佐見町の子どもたちが、豊かな心と志をもってたくましく成長することを目指して、子どもの読書活動を総合的・体系的に推進するための指針を示したものです。

波佐見町教育委員会では、本計画に基づいて、町民の皆様と連携しながら、家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進してまいります。

2、計画の期間

令和6年度から10年度までの5年間。

3、計画の目標・テーマ

「子どもたちが豊かな心と志をもってたくましく成長することを目指して」

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1、子どもの自主的な読書活動の推進

書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われます。

このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。

特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

このように、自主的な読書活動は、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものであり、すべての子どもが早い時期から自主的な読書活動ができるように、家庭・学校・地域が一体となって、その推進に努めます。

2、子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭は、読書習慣の形成の場として重要な役割を担っています。家庭での読書が生活の中に位置づけられるようにするには、子どもの一番身近な存在である保護者の継続的な取り組みが必要です。このことは、家族のふれあいの機会となり、子どもたちの情緒を育んだり親子の絆を深めたりすることにもつながります。

家庭での読書活動の継続には、学校や地域にある図書館などを積極的に活用し、子どもと保護者が読みたい本に出会ったり、進んで読書活動の楽しさに触れたりすることが有効です。また、ICTを活用することにより、読書活動の可能性を広げることができます。

読書の意義や家庭における習慣付けの重要性について理解していただけるように、様々な機会を通じて、保護者、町民への周知を進めます。また、家族で取り組む読書活動や地域の図書館等の活用の推奨、保護者と子どもが読書活動の楽しさに触れる機会の提供、読書環境の整備に様々な団体や町民の皆様と連携・協力しながら取り組みます。

※具体的な取組み

ア) 子育て講座等による保護者への啓発

- ・家庭教育に関する講座や研修会、子育て講座等において、家庭における読書や読み語りの大切さについて、保護者への啓発を行います。

イ) ブックスタート事業の推進

- ・ブックスタート事業を推進し、幼児期から家庭で読書が楽しめるよう努めます。

ウ) 「家族10分間読書運動」の推進

- ①夕べの家庭団らんのひとときに10分間程度、家族が一緒に本を読んだり、読み語りなどの「家族10分間読書運動」を推進します。
- ②認定こども園・保育所・学校等で、幼児期の読み語りが小学生になっても継続されるよう、読書の重要性について保護者の理解を図り、「家族10分間読書運動」の啓発を行います。

(2) 図書館等における子どもの読書活動の推進

図書館は、地域における読書活動の拠点として、子どもと保護者が豊富な蔵書の中から読みたい本と出会ったり、読書の楽しさや喜びを体験したりする場であることが求められます。また、公共図書館が学校図書室とつながり、学校における子どもの主体的な読書活動を支えていくことも必要です。さらに、読書バリアフリー法を踏まえた多様な子どもへの読書機会の確保や、ふるさと教育の部分でも重要な役割を担っており、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たしています。

図書館等における子どもの読書活動の推進のため、子ども文庫、読書ボランティアなどの団体、学校、認定こども園・保育所、自治公民館等の関係機関との連携・協力を努め、子どもたちが身近に読書に親しめる環境づくりに努めます。

※具体的な取組み

ア) 波佐見町図書館における子ども向けサービスの充実

- ①子どもの読書活動を多面的に支援するため、県立図書館等と連携・協力しながら、子ども向けサービスの充実に努めます。
- ②絵本や物語などの児童資料の閲覧・貸出しに努めるとともに、「読み語り・お話し会」などの行事の実施などに努めます。
- ③子どもの読書に関する総合的な窓口として、子ども読書活動関係の取り組み事例などの情報収集と提供、関係機関・団体等との連携に努めます。

(3) 読み聞かせの会などボランティア団体の活動に対する支援

本町の読書ボランティアなどの団体は、総合文化会館や学校での定期的な読み聞かせ活動や、読み聞かせイベント「絵本であそぼう」など、子どもが読書に親しむ機会の提供をするために、活発に活動されています。

そこで、これら団体の活動を支援するために、活動の場や研修の機会の提供など、団体の活動を奨励する方策を講ずることが望まれます。

各団体の活動の自主性を尊重するとともに、ネットワークづくりに努め、活動の支援を行っていきます。

※具体的な取組み

ア) ボランティア団体の活動の紹介等

- ・ 読書ボランティア団体の活動状況について情報収集や調査を行い、その情報を広報紙やホームページ等を通じて提供していきます。

イ) 国・県の研修制度等の利用促進

- ・ 読書ボランティア団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などによるスキルアップを図るため、国・県の助成金や研修制度等の周知に努め、利用促進を図ります。

(4) 学校・認定こども園・保育所等における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していくうえで、認定こども園・保育所等、そして、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

学校は、児童生徒の学力を育てるとともに、子どもの主体的な学びや言語・探求活動を通じて、豊かな人間性を培う場であり、学校教育法の第21条においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

認定こども園教育保育要領・保育所保育指針等及び学習指導要領を踏まえ、各発達段階に応じて、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、様々な取り組みの充実や学校図書室の学校図書の環境整備に努めます。

1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、児童生徒の発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるとともに、学校の実情に応じて様々な工夫を凝らし、家庭・

地域と十分連携を図りながら読書活動に取り組むことが求められており、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させていく必要があります。

また、教師は、子どもの読書活動の持つ大きな意義を深く認識し、子どもたちと本とのよき仲介者としての役割を果たすことが期待されます。

読書活動は、子どもたちに読書習慣を身に付けさせ、表現力、コミュニケーション能力を向上させるとともに、物事を的確に捉え、深く理解し、さらに自分なりの考えを持つといった総合的な学力を育てることにもつながるため、読書習慣の確立と読書指導の充実に努めます。

※具体的な取組み

ア) 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ①各学校において、読書に関する発達段階毎の特徴を踏まえた読書指導に努めます。
- ②すでに学校で実践されている「読み語り」、「子ども読書の日（４月２３日）、読書週間・月間の設定」などの取組を一層推進します。
- ③すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進するための体制整備に努めます。

イ) 読書習慣の形成に向けた取組の推進

- ①全校を挙げての読書活動を通して、児童生徒の読解力の向上と学力の向上を目指します。
- ②児童会・生徒会活動における図書委員会や図書部などの活動を活性化し、児童生徒が学校図書室を積極的に活用する意欲や態度の育成に努めます。
- ③読書ボランティア団体等の協力により、全校一斉読書への取組みをさらに推進します。

ウ) 多様な子どもの可能性を引き出す読書環境の整備

- ①障害がある子どもや学級になじめない子どもなどが、安心して読書を楽しめる居場所づくりを行います。
- ②一人１台端末を活用した読書活動の推進を図ります。

２) 認定こども園や保育所等における子どもの読書活動の推進

認定こども園や保育所においては、絵本や紙芝居、童謡に親しむことなどを通して、読み手と子どもが心を通わせ、物語や言葉のリズムの楽しさと出会うための活動に取り組むとともに、保護者・ボランティア・図書館等との連携・協力のもと、子どもの読書活動の充実が図れるよう推進します。

※具体的な取組み

ア) 幼児の読書活動の推進

- ① 認定こども園教育保育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うとともに、読書週間等を通じ、子ども読書活動の推進を一層図るよう促します。
- ② 認定こども園や保育所において、蔵書の整備や選書、読み語り等の実施、職員の研修の充実を図るため、保護者・読書ボランティア団体・図書館等との連携・協力を積極的に推進するよう促します。

3、子どもの読書環境の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

地域における子どもの読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができる環境を整備していくことが重要です。

図書館の施設整備を図るとともに、地域の実情に応じて、自治公民館等との連携により、地域の人々が身近なところでサービスを受けられるよう、読書環境の整備と親子読書活動に努めます。

さらに、書店も子ども読書活動推進のために大きな役割を担っています。今後、書店業者との連携・協力を一層進めていくことも検討します。

※具体的な取組み

ア) 図書館の施設整備

- ・ 本町図書館の閲覧室が手狭であるため、資料保管・作業室の確保を検討し、読書環境の整備を図ります。

イ) 蔵書・サービスの充実促進

- ① 図書館等における子ども向け蔵書・サービスの一層の充実を図ります。
 - ・ 児童用図書の充実
 - ・ 児童コーナーの充実と適切な職員の配置
- ② 図書館の役割について児童生徒の理解を促すため、児童生徒の職場体験学習の受け入れに努めます。

ウ) 書店業者との連携・協力

- ① 書店に対して子ども向け図書、並びに児童書コーナーの充実を図るよう働きかけます。
- ② 書店等において、有害図書類の取り扱いに対して適切な措置がなされるよう働きかけます。

（２）図書館の機能・充実

子ども向け蔵書や児童図書の充実を図るとともに、４月２３日の「子ども読書の日」に係る読書活動の推進や読書啓発・広報事業の実施に取り組みます。

※具体的な取組み

ア）読書活動等への支援

- ・読書活動推進のための幅広い資料の提供と協力、運営相談に努めます。

イ）図書館の利用に障害のある子どもに対するサービスの工夫

- ・障害のある子どもの読書活動推進のため、資料の購入、リクエストへの対応等を通じて、資料・サービスの充実に努めます。

ウ）読書ボランティア団体等との連携・協力

- ①子ども読書活動の推進に取り組む団体等に対して、積極的に活動の場を提供するとともに、連携・協力して事業展開を支援します。
- ②読書ボランティア団体等が実施する子どもの読書活動推進に関する行事についての情報を収集し、ホームページ等で広く情報の提供を行います。

（３）学校図書室の整備・充実

学校図書室は、子どもの自由な読書活動の場として、創造力を培い豊かな心を育む場とともに、子どもの主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与できる場としての役割を担うことが求められています。学校図書室が、学校における学習活動の中核的な場となるよう、「読みたい」「知りたい」「伝えたい」という思いを引き出す環境づくりに努めます。

また、子どもの読書活動を推進していくため、多様な興味・関心に応える取り組みの充実や図書資料の整備に努めます。

学校図書室は、校長のリーダーシップのもと、司書教諭及び学校図書補助員が中心となって運営に努めるとともに、司書教諭等がその職務を果たすことができるよう配慮し、併せて他の教職員、保護者や地域のボランティアとの連携・協力のもと、学校図書室の活性化に努めます。

※具体的な取組み

ア）学校図書室図書資料の整備・充実

- ①学校図書室の蔵書数が、「学校図書館図書標準」等による標準冊数を満たすよう努めます。
- ②小・中学校図書室に、「長崎県のおすすめの本５００選」の配置を推進

します。

- ③大活字本・点字本・拡大写本・録音図書等、障害のある子どものための資料の充実に努めます。その他、子どもの障害や発達の状況に合わせた図書教材の充実に図ります。

イ) 学校図書室の施設・設備の整備・充実

- ・小・中学校図書室について、施設・設備等の計画的な整備に努めます。

(4) 図書館間協力等の推進

子どもの読書環境を充実するため、図書館と学校図書室の連携・協力をさらに進めて行きます。

※具体的な取組み

ア) 図書館間の資料貸借、情報交換の推進

- ・図書館では、子どもの郷土理解を進めるとともに、学校のニーズにあった対応ができるよう、連携・協力を努めます。

4、子どもの読書活動に関わる人材の育成

すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるような環境を育むためには、それぞれの地域や学校において子どもたちの活動を支援する人材の育成が求められています。

優れた実践を行っている団体とも協力しながら、研修会や講座、あるいは交流会などを開催することにより、子ども読書活動の推進に積極的に取り組む人材の育成に努めます。

※具体的な取組

ア) 図書館等職員の研修実施

- ・県立長崎図書館等が開催する図書館職員研修を活用し、図書館等職員の資質向上に努めます。

イ) 図書ボランティアの養成と活動の活性化

- ・図書館ボランティア・読み聞かせボランティア・学校図書室ボランティアなどを対象とした研修や情報交換の実施により、図書ボランティアの養成と活動の活性化を図ります。

ウ) 教職員等の研修機会の充実

- ・新たに配置する司書教諭をはじめとする教職員や、学校図書補助員等に対して研修を実施し、学校図書室の活発な運営に努めます。

5、特性に応じた子どもの読書活動の推進

本町には、国際アンデルセン賞を受賞した福田清人先生をはじめ、永井路子先生や岬龍一郎先生などのゆかりのある作家・詩人などを輩出しており、本町の豊かな風土・歴史を題材とした文学作品も数多く発表されています。

また、本町図書館には「福田清人文庫」や「永井路子文庫」が設置されており、これらの恵まれた文化的財産を子どもの読書活動推進のために活用していくことに努めます。

また、子どもたちが本にふれあう環境をつくるための支援を行います。

※具体的な取組み

ア) 本町ゆかりの作家作品等による学習会・講演会の開催

- ・ 文化的財産である「本町ゆかりの作家」等の作品を活用した学習会や講演会を開催し、子ども読書活動に関する理解と関心を高めます。

また、福田清人文庫・永井路子文庫の活用を促進します。

第3章 計画の数値目標

この計画は、子どもが自主的に読書に親しむ機会と環境を整備・充実することにより、波佐見町の子どもたちが、豊かな心と志をもってたくましく成長することを目指して策定するものです。そのため、次のとおり計画の数値目標を定め、計画の進捗状況を把握するための指標とします。

① 波佐見町図書館における町民一人あたりの貸出冊数

指標の内容	現状値 (R 4)	目標値 (R 10)
町民一人あたりの貸出冊数	1. 4	3. 0

② 学校図書室における児童生徒一人あたりの貸出冊数

指標の内容		現状値 (R 4)	目標値 (R 10)
児童生徒一人あたりの貸出冊数	小学校	1 1 0	1 2 0
	中学校	5	1 0
小中学校における不読者率	共通	—	0

③ 総合文化会館における読み聞かせの参加者数

指標の内容	現状値 (R 5)	目標値 (R 10)
読み聞かせ 1 回あたりの参加者数	7	1 0

子どもの読書への関心を高める具体的な取組例

○ 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児期から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

○ お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる。

○ ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

○ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでく、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

○ 書評合戦（ビブリオバトル）

バトラー（発表者）が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度で行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができる。

○ パネルシアター

パネル布やフланネル布を貼ったボードを舞台にして、不織布で作った絵人形や絵や文字を貼ったり外したりしながらお話や歌遊びをして楽しむもの。

○ ピッチトーク

テーマを決めて、自分が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式をとってもよい。

○ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見をかわす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

○ 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

○ ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

○ リテラチャーサークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。

○ アニマシオン

読者のアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

○ 本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

○ 図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

○ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

○ 読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

○ 自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読みあい、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

○ 映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

○ まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくりと読むことができる。

○ 読書の記録

読んだ本の署名などを記録できるよう、冊子などを手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する計画」について（文科省）

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

波佐見町図書館の設置及び管理に関する条例（平成16年4月1日条例第7号）

（目的）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、波佐見町図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 町民の資料及び情報の要求に応え、町民の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ、文化の発展に寄与するため図書館を設置する。

（名称及び位置）

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 波佐見町図書館

位置 波佐見町折敷瀬郷2064番地（波佐見町総合文化会館内）

（管理運営）

第4条 図書館の管理運営は、波佐見町教育委員会が行う。

（職員）

第5条 図書館に館長及びその他必要な職員を置く。

（図書館協議会）

第6条 法第14条の規定に基づき、図書館に波佐見町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、波佐見町教育委員会が任命する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 協議会の委員の定数は、5人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

（守秘義務）

第7条 職員は、資料及び情報の提供を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

（入館又は利用の制限）

第8条 館長は、図書館の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の入館又は利用の制限をすることができる。

- （1）他の利用者に迷惑となる行為をしたり、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

- (2) 図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、滅失するおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 館長及びその他の職員の指示に従わないとき。
- (5) その他教育長が適当でないと認めるとき。

(貸出しの制限)

第9条 貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は、館外への貸出しを行わないものとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、この限りでない。

(資料の貸出停止)

第10条 教育長は、この条例又はこれに基づく規則に違反した者に対して、図書館資料の貸出しを停止することができる。

2 貸出しを停止する内容及び期間は、別に定める。

(転貸等の禁止)

第11条 館外への貸出しを受けた者は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し、又は営利目的に利用してはならない。

(損害の弁償)

第12条 利用者は、図書館の施設、設備及び図書館資料を汚損し、破損し、又は忘失したときは、教育長が相当と認める現品又は対価をもって弁償しなければならない。

2 損害の弁償について、やむを得ない事情がある場合で特に教育長が認めたときは、その損害の弁償を減免することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営その他に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

波佐見町図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年4月1日教委規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、波佐見町図書館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第7号）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書資料 図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類するものをいう。
- (2) 視聴覚資料 音楽映像ディスク、ビデオテープその他の視聴覚教育のためのものをいう。
- (3) 図書館資料 図書資料及び視聴覚資料をいう。

(職務)

第3条 波佐見町図書館長（以下「館長」という。）は、教育長の命を受けて館務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(事務処理)

第4条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、教育長の決裁を受けなければならない。

- (1) 波佐見町図書館（以下「図書館」という。）の行う恒例又は軽易な事業に関すること。
- (2) 定期又は定例に属し、かつ、軽易な事項の通知、督促、請求、申請、届出、照会、依頼、回答等の処理に関すること。

(事業)

第5条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (4) 調査研究に関する援助に関すること。
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会などの開催及び奨励に関すること。
- (6) 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (7) 幼児及び児童に対する読書啓発並びに利用援助に関すること。
- (8) 身体障害者などに対する利用援助に関すること。
- (9) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互貸借及び協力事業に関すること。
- (10) 学校、公民館、資料館、研究所等との連携及び協力に関すること。

- (11) 読書活動団体及び文化団体との連携、協力並びに団体活動の支援に関すること。
- (12) 町内の学校図書館へ資料を提供し、連携すること。
- (13) その他図書館の目的達成に必要な事業に関すること。

(利用時間)

第6条 図書館の利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（こどもの日及び文化の日を除く。）
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (4) 特別整理期間（土曜日及び日曜日を除く日で別に定める日）

(貸出しの対象)

第8条 図書館資料の貸出しは、個人貸出しと団体貸出しとする。

2 個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本町に居住している者
- (2) 町内の事業所、学校などに勤務又は通学している者
- (3) 波佐見町周辺に居住している者

3 団体貸出しを受けることができる団体は、町内に所在地を有している学校、機関、事業所その他の現に活動している団体とする。

(利用者カード)

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ波佐見町総合文化会館図書利用カード申込書（様式第1号）を館長に提出して、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを提出しなければならない。

3 利用者カードを紛失し、若しくは損傷し、又は図書館利用申込書等の記載事項に変更があったときは、速やかに、館長に届け出なければならない。

4 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(利用者カードの有効期限)

第10条 利用者カードの有効期限は、第8条の規定による資格を喪失するまでとする。

(貸出数量及び期間)

第11条 図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。

区分	個人（1人当たり）		団体（1団体当たり）	
	数量	期間	数量	期間
図書（紙芝居を含む。）	5点以内	2週間以内	50点以内	1か月以内
視聴覚資料	1点以内	1週間以内	2点以内	2週間以内
雑誌	1点以内	2週間以内	／	／

2 貸出期間の延長は、予約のない図書館資料に限り、2週間を限度として延長を認める。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、図書館資料の貸出数量及び貸出期間を別に指定することができる。

(返却の方法)

第12条 図書館資料を返却しようとするときは、貸出しを受けた者又はその代理人が、図書館へ持参して返却窓口へ返却しなければならない。ただし、特別の事由で来館できないときは、郵送などの方法によることができるものとし、これに要する経費は、利用者の負担とする。

2 図書館の閉館後又は休館日に返却しようとするときは、図書館資料を返却ポストに投函する方法で返却することができる。

(寄贈及び寄託)

第13条 図書館は、資料の寄贈及び寄託（以下「寄贈等」という。）を受けすることができる。

2 図書館に資料の寄贈等を行おうとする者は、図書館資料寄贈等申込書（様式第2号）を館長に提出し、承認を受けなければならない。

3 図書館の蔵書構成方針等に照らし、館長が不適当と認めた資料については、寄贈及び寄託を受けないことができる。

4 寄贈等に要する経費は、寄贈を行おうとする者の負担とする。ただし、教育長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(寄託資料の返還)

第14条 寄託資料は、寄託者の請求又は図書館の都合により返還することができる。

(賠償責任)

第15条 図書館は、寄託された資料がやむを得ない理由により滅失若しくは紛失し、又は汚損若しくは破損したときは、その責を負わない。

(図書館協議会の職務)

第16条 波佐見町図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館の運営に関し教育長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、教育長に対し意見を述べる

ことができる。

(委員長及び副委員長)

第17条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第18条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集しなければならない。

- 2 協議会は、委員の過半数をもって成立する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日教委規則第11号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。